

公 告

(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構筑波センター（JICA 筑波）が、2021 年度から実施する予定の案件に関し、別紙のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本件公告に関する問い合わせは、JICA 筑波 研修業務課（電話：029-838-1744、担当：西岡 美紀）宛にお願いします。

2021 年 7 月 5 日

独立行政法人国際協力機構
筑波センター 契約担当役
所長 渡邊 健

2021-2023 年度課題別研修「ダム安全管理」の 業務委託契約に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構 筑波センター（以下「JICA 筑波」という。）は以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた水災害対策分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、ダムの安全管理、運用改善、及び再生に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般社団法人 国際建設技術協会（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、建設技術に関する調査・研究や海外の公共事業関連調査等を行うことにより、コンサルティング・エンジニアの海外活動の発展と国際協力の推進および国際化支援や国際交流などの国際相互理解の促進を図ることを目的とした一般社団法人であり、これまで JICA 及び省庁の研修業務委託を受けた経験が豊富です。

特定者は、2015 年度から 2020 年度まで JICA の課題別研修「水災害被害の軽減に向けた対策」の受託機関となっており、同研修にはダムの安全管理に関する内容が含まれています。さらに特定者は、国土交通省が主催する東南アジア諸国におけるダム安全点検セミナーの実施支援を行っています。

本コースはダムの安全性や機能の向上に関わる実務能力及び判断力を強化する事を目的として、ダムの安全管理及び運用改善の内容を含む研修事業であり、特定者は同研修を円滑かつ効果的に実施できるダムの安全管理についての知見や、同研修に関係する国土交通省をはじめとする様々な関連事業体との幅広いネットワーク、また外国人を対象とした研修を運営するノウハウを有するほぼ唯一の機関です。上記から特定者は、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2021-2023 年度課題別研修「ダム安全管理」研修業務委託契約
- (2) 業務の目的：課題別研修「ダム安全管理」の実施
- (3) 業務実施期間：2021 年度から 2023 年度まで、毎年度各 1 回
(最大計 3 回) 予定

2021 年度コースは次のとおり実施します。なお、2022 年度以降のコースについては、後日決定します。

- (4) 2021 年度 業務の実施方針及び留意事項：研修委託業務概要（別添）のとおり
- (5) 2021 年度 業務内容：研修委託業務概要（別添）のとおり
- (6) 2021 年度 履行期間：2021 年 10 月 1 日から 2022 年 1 月 28 日まで

2 応募要件

- (1) 基本的要件：

- ① 公示日において、令和 01・02・03 年度または平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を有し、「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の認定等級

(格付)に格付けされている者であること。

なお、全省庁統一資格保有者でない者で本業務の実施を希望する者は、当機構における競争参加資格簡易審査を受けることができます。詳細は下記「3. 競争参加資格の確認等」をご確認ください。

② 一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。

- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

⑤ 以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、様式1「参加意思確認書」を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、様式2「誓約書」の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等(実施団体が個人である場合にはその者を、実施団体が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員(暴力団員ではなくなったときから5年を経過していない者を含む。)、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

イ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

ウ. 提出者又はその役員等が自己、当団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

エ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している。

オ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

カ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

キ. その他提出者が、東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：

① 技術力に関する要件

本研修実施に十分な技術力を有すること。（A4 サイズ、1～2 枚程度の本コース実施プログラム案を添付のこと）

② 業務執行体制に関する要件

ア. 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

イ. 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

③ 本研修委託業務契約は、2021 年度～2023 年度までに実施する計 3 回の研修コース全体を対象とします。しかしながら契約書については、3 回に分割して締結し、毎年 10 月頃～1 月頃までを契約履行期間とする。なお、各契約書における契約金額等の条件は同一のものとするが、消費税の増税や研修内容の変更等が必要となった場合は、発注者・受注者で契約条件の変更について協議します。

3. 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、参加の意思及び上記 2. に掲げる応募要件を満たすことを証明するため、次に従い、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

* 提出書類について：各種フォーマットは下記（参考）にある URL から入手ください。

(1) 全省庁統一資格者である者

① 参加意思確認書（様式 1）

② 競争参加資格確認申請書

注：フォーマットの「本部契約担当役 理事」を「JICA 筑波センター契約担当役 所長」とし、「(国契-〇〇-〇〇〇)」は削除ください。

③ 全省庁統一資格審査結果通知書（写）

④ 誓約書（様式 2）

(2) 全省庁統一資格者でない者で、当機構による競争参加資格簡易審査を受けている者

① 参加意思確認書（様式 1）

② 競争参加資格確認申請書

注：フォーマットの「本部契約担当役 理事」を「JICA 筑波センター契約担当役 所長」とし、「(国契-〇〇-〇〇〇)」は削除ください。

③ 当機構競争参加資格簡易審査結果通知書（写）

④ 誓約書（様式 2）

(3) 全省庁統一資格者でないもので、当機構による競争参加資格簡易審査を受けて

いない者

- ① 参加意思確認書（様式 1）
- ② 簡易審査申請書（様式は JICA 筑波担当までお問い合わせください）
法人名、代表者役職名、代表者氏名、本店住所は登記事項証明書と同一の記載とすること。
- ③ 登記事項証明書（写）（発行日から 3 ヶ月以内のもの）
- ④ 財務諸表（写）（決算が確定した直近 1 ヶ年分のもの。法人名、決算期間が記載されていること）
- ⑤ 納税証明書（その 3 の 3）（写）（発行日から 3 ヶ月以内のもの）
- ⑥ 誓約書（様式 2）

（参考）・国際協力機構ホームページ <https://www.jica.go.jp/index.html>
・競争参加資格確認申請書
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>

4 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2021 年 7 月 21 日（水）午後 4 時まで
	提出場所	〒305-0074 茨城県つくば市高野台 3-6 （独）国際協力機構 筑波センター 研修業務課 電話 029-838-1744 ファクシミリ 029-838-1776 担当：西岡 美紀
	提出書類	上記 3. 競争参加資格の確認等 参照
	提出方法	持参又は郵送（書留としてください。）
(2) 審査結果の通知	通知日	2021 年 7 月 27 日（火）
	通知方法	郵送
(3) 応募要件無しの理由請求	請求期限	2021 年 7 月 30 日（金）午後 4 時まで
	請求場所	上記（1）提出場所と同じ
	請求方法	持参又は郵送（書留としてください。）
	回答予定日	2021 年 8 月 6 日（金）
	回答方法	郵送

5 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記 4（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札（総合評価落

札方式) または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。

- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 各書類について、電子メールでの提出も認めます。メール提出の場合は、下記の両方のメールアドレスへ提出期限最終日午後4時までに必着で送信して下さい。メールタイトルは【XXX(各書類名)の提出(社名●●)】2021-2023年度課題別研修「ダム安全管理」コース研修委託業務として下さい。

宛先電子メールアドレス: tbicttp@jica.go.jp / Nishioka.Miki2@jica.go.jp

◆研修委託契約ガイドライン、契約書雛形、様式

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

◇研修委託契約における契約関連書類の押印等の取扱いについて

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_01.pdf

◇別添 押印を省略する場合の様式例

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_02.pdf

※) 機構のシステムでは受信できるメールの容量には制限がありますので1回あたりのメールの容量が4メガバイト以下になるよう、PDFデータを分割するなど調整をお願いいたします。また、圧縮ソフトを用いると機構のセキュリティシステムによりメールが排除されてしまいますのでご注意ください。

担当部課: 独立行政法人国際協力機構 筑波センター 研修業務課
電話 029-838-1744 ファクシミリ 029-838-1119
西岡 美紀 (Nishioka.Miki2@jica.go.jp)

以 上

20XX年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
筑波センター契約担当役
所長 渡邊 健 様

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名) 印

2021年度～2023年度課題別研修「ダム安全管理」に係る参加意思確認公募について、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 法人概要

※法人概要について記載（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付してください。）

2 応募要件

(1) 基本的要件：

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載してください。記載しきれない場合は別紙添付でも可。

※「3. 競争参加資格の確認等 * 提出書類について」を参照し必要書類を添付してください。

(2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

以上

提出日： 年 月 日

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構
筑波センター
契約担当役 殿

2021-2023 年度課題別研修「ダム安全管理」コースの実施に係る競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所
法 人 名
法 人 番 号
役 職 名
代 表 者 氏 名

役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者又は役員等（実施団体が個人である場合にはその者を、実施団体が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員（暴力団員ではなくなったときから5年を経過していない者を含む。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- ウ. 競争参加者又はその役員等が自己、競争参加者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- エ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している。
- オ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- カ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- キ. その他競争参加者が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報という。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上

2021-2023 年度課題別研修「ダム安全管理」コース
研修委託業務概要

1. コース概要

(1) 研修コース名：課題別研修「ダム安全管理」コース

(2) 研修期間：(2021年度) 2021年11月15日(月)～2021年11月26日(金)

(3) 研修の背景：

2017年及び2018年にラオスで発生したダムの決壊事故や2018年のミャンマーでのダム洪水吐決壊、2019年のブラジルでの鉱滓ダム決壊、2018年のインド(ケララ州)での豪雨による洪水を始め、ダムが関係する災害や事故が各国で多発しており、東南アジアを始め、各国でダムの安全や運用改善に対するニーズが高まっている。日本では、ダムの機能の維持と安全性の確保を目的とした点検や既設ダムの機能向上を図るダム再生に関する豊富なノウハウがあることから、本研修では日本のダムに関する安全確保、運用改善、再生に関する技術を講義や実習、現場視察を通して学習することで、各国におけるダムの安全性や機能の向上に関わる実務能力及び判断力を強化する事を目的とする。また、研修員は帰国後、研修で得た知識を業務で応用しながら、将来的に当該国全体のダム管理の施策を担う人材となる事が期待される。

(4) 使用言語：

英語

通訳が必要な場合には、JICAが配置する研修監理員がこれを行う。

(5) 定員(予定)：

15名(応募状況・選考過程により増減あり)

(6) 2021年度割当国(予定)：

インドネシア、フィリピン、ラオス、ミャンマー、ブラジル、ペルー、イラン、トルコ、イエメン、モロッコ、ジブチ、ウズベキスタン(12か国)

※2022年度、2023年度の割当国は要望調査の結果によって決定される。

(7) 対象組織：

ダム建設・運用・管理、水害対策、河川管理、防災対策に携わる担当省庁

(8) 研修員資格要件：

- 1) ダム管理、水資源、水防災分野に携わる政府機関の職員。中堅から課長クラスの将来的に当該国全体のダム管理の施策を担うことが期待される者が望ましい。
- 2) ダム管理、水資源、水防災分野に関する実務経験を5年以上有する者。
- 3) 大学卒業又は同等以上の学力を有する者。
- 4) 研修に耐え得る健康を有すること。
- 5) 研修で使用する言語につき十分な語学力を有すること。
- 6) 年齢は50歳以下であること。

(9) 上位目標：

各国においてダムの安全性や機能、管理・運用体制が向上し、ダムに関連する事故の減少や洪水被害低減に資する運用の検討がなされる。

(10) 案件目標：

日本におけるダム管理の体制を理解し、ダムの安全性や機能の向上に関する業務を担うための政策・制度の立案およびダム管理・運用に係る実務能力を強化する。

(11) 単元目標：

- 1) ダム安全管理、ダム運用の体制に関する基礎的知識が理解される。
- 2) 日本の事例を基にしたダム安全管理に係る政策・制度が理解される。
- 3) ダムの安全性、機能のモニタリング（点検、データの整理・分析）に係る実践的手法が理解される。
- 4) 各国で抱えるダム安全管理に関わる課題が把握され、解決方策の検討がなされる。

(12) 研修プログラム内容

本コースは、事前プログラム、本邦プログラムの2つから構成される。

2021年度については、世界的なCOVID-19の感染拡大の影響により、研修員の国を超えた移動が困難になっているため、オンラインを活用した遠隔研修のみを実施する。

研修受託機関はその企画、運営方法について、JICA担当者と協議の上、実施に向けた調整を行うこととする。

2022年度、2023年度についてはCOVID-19の状況も踏まえ、来日研修を前提として、再検討する。

各プログラムの主要研修項目は以下のとおり。

1) 事前プログラム（2021年10月中旬～2021年11月中旬）

研修員は、自国のダムの安全管理及び運用体制について現状、課題等を所属組織内で検討・整理の上、インセプションレポートを作成する。

2) 遠隔研修（2021年11月15日～2021年11月26日）

- ① インセプションレポートの発表と討議を通じて、自国の課題について理解を深める。
- ② 講義、討議、演習、視察（遠隔研修の場合は事前録画等）を通じて下記項目について理解を深める。
日本のダム点検や管理の制度に従って、以下のようなダム安全管理に係る講義・実習を中心項目とする。
 - 日本の河川とダムの概要
 - 日本のダム管理（制度、予算、気候変動適応策等を含む）
 - 日本のダム点検（日常点検、定期検査、総合点検）
 - ダム点検で得られたデータの整理・分析
 - ダム管理設備（機械・電気通信設備）の管理
 - ダム再生事業（ダムの改修・更新等）
 - ダム管理・再生の現場視察
- ③ 上記②および個別ヒアリング等を通じて、自国のダム安全管理に関する知識・技術を獲得し、上記①で整理された課題を解決するための具体的な改善方策として「アクションプラン（仮称）」を作成する。

(13) 研修実施方法

2021年度は、オンラインを活用した遠隔研修を実施する。2022年度以降については情勢を確認し、来日を前提としつつ適切な研修方法（遠隔研修、本邦研修、遠隔・本邦併用研修）を協議の上決定する。

なお、遠隔研修では、主として「Web Based Training」¹の手法を効果的に使って実施する。オンラインでの質問票や小テスト、学習内容レポート等、進捗管理や知見の共有をする方策も取り入れ、具体的手法をプロポーザルにて提案すること。

また、教材については、研修参加国のインターネット通信状況が万全でないことも念頭に置き、研修員が自己学習しやすい教材とし、またその作成方法について、プロポーザルにて提案すること。あわせて自己学習の進捗管理方法についても提案すること。なお、研修員へ教材を共有するためのプラットフォームはGoogle Classroom、YouTubeを想定しているが、別のツールを利用する場合にはプロポーザルにて提案すること。また、提案に際しては、セキュリティや安定性、研修参加国の通信状況を勘案し、適切なツールを選択の上、別途遠隔研修プラットフォーム費用のみを記載した遠隔研修プラットフォーム見積書を作成し、提案書の添付資料とすること。ただし、別のツールを利用する場合には、JICA情報システム室への申請及び承認が必要となり、その手続きに1～2ヵ月程度を要する可能性があることに留意すること。

1) 講義

テキスト・レジュメ等を準備し、視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるように工夫する。また、JICAの有する技術協力コンテンツ等の研修教材を積極的に活用しながら講義を進める。

2) 演習

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つ内容とする。

3) 見学・研修旅行（※2021年度は遠隔研修のみのため実施しない）

講義で得られた知見をもとに、関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。

4) 討議

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。そのために、活発な議論を導くことができるよう工夫する。

5) レポート作成・発表

以下に示す各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深め、研修員の帰国後の問題解決能力を高めるよう配慮し、あわせて帰国後に具体的な実践の取り組みが推進されるように努める。また、各レポートの狙いは以下の通り。

¹ 基礎的な理論や知識について、テキスト・レジュメ、視聴覚教材等の教材を準備の上、オンライン上にて研修員に共有し、各研修員が自国で自己学習を行う手法。

- ① インセプションレポート
自国の抱えるダム安全管理に関する課題と研修員の所属する組織、業務内容について、各研修員が来日前に分析・記述した報告書であり、本レポート作成を通じて、本邦プログラムの参加に向けての動機付け・問題意識の明確化を目指す。
 - ② アクションプラン（仮称）
本邦研修を通じて得られた知識・技術を踏まえ、自国の課題解決のために取り得る対応策を論理的に取り纏めさせるためのものであり、最終的には研修員自身の自発的な活動がなされ、所属先もしくは関係組織において承認され、活動が実施されることが期待される。法人等はアクションプランに含めるべき項目、構成、内容等について提案すること。
- 6) 研修付帯プログラム（JICA 側が主に実施するプログラム）
- ① 集合ブリーフィング（研修員が来日する場合）
来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。
 - ② プログラムオリエンテーション
技術研修の開始に際し、JICA事業の中の研修事業、コースの目的・日程・内容及び方法等につき、説明の上、周知徹底を図り、併せて研修員の要望等を徴取する。
 - ③ 評価会
研修の終了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。
 - ④ 閉講式（研修員が来日する場合）

2. 業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する事項

- 1) 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- 2) 研修実施に必要な経費の見積及び経費処理
- 3) 研修員選考会への出席
- 4) JICA 筑波、国土交通省、その他関係機関との連絡・調整
- 5) 研修監理員との調整・確認
- 6) コースオリエンテーションの実施
- 7) 研修の実施・運営管理とモニタリング（遠隔で実施する場合はウェブまたはメールベースを想定）
- 8) 研修員の技術レベルの把握
- 9) 各種発表会の実施（研修員が作成した発表資料データの取り付け・管理と配布資料の印刷等を含む）
- 10) 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- 11) 研修員からの技術的質問への回答
- 12) 単元目標・案件目標の達成度確認
- 13) 評価会への出席、実施補佐
- 14) 閉講式への出席、実施補佐

- 15) 反省会資料の作成、及び反省会への出席と議事録の作成
 - 16) 講義、演習、見学の評価・分析
 - 17) 一般来訪者の施設見学等、市民参加協力事業に関連した業務への協力
 - 18) その他、国際協力理解、民間連携等 JICA 筑波が推進している業務への協力
 - 19) JICA 筑波への講義テキスト・各種レポート等提出(動画/PDF データ)
※従来、データの納品には CD-R を用いてきたが、遠隔研修実施により動画データの容量が大きいため、適宜 DVD-R 等を用いて提出を行う。
(原本及びデータ)
 - 20) 上記を遠隔で実施するための準備、実施
- (2) 講義、演習、討議の実施に関する事項
- 1) 講師・実習先の選定・確保
 - 2) 講師への講義依頼文書等の発出
 - 3) 講義室及び使用資機材の確認・手配
 - 4) 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認
 - 5) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
 - 6) 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認
および著作物利用承諾書取り付け
 - 7) 研修員からの著作物の利用条件同意書の取り付け
 - 8) 講義等実施時の講師への対応
 - 9) 講師謝金の支払い
 - 10) 講師への旅費及び交通費の支払い
 - 11) 講師(ないし所属先)への礼状の作成・送付
- (3) 見学(研修旅行)の実施に関する事項
- 1) 見学先の選定・確保と見学依頼文書あるいは同行依頼文書の作成・送付
 - 2) 見学先への引率
 - 3) 見学謝金等の支払い
 - 4) 見学先への礼状の作成と送付

以下は、上記(1)～(3)に加えて行う業務

- (4) 事前準備/事前プログラムに関する事項
インセプションレポート内容の分析及び同レポート精度向上のための来日予定研修員への追加情報提供・追記依頼及び調整
- (5) 事後整理に関する事項
- 1) JICA 筑波、国土交通省、他関係機関との連絡・調整
 - 2) 研修実施結果の評価・分析と改善策の検討
 - 3) 業務完了報告書(教材の著作権処理結果含む)及び経費精算報告書の作成

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、2021 年度分実施においては、本コースに関する事項をもなく記載した業務完了報告書、経費精算報告書を各 1 部ずつ 2022 年 1 月 14 日(金)(予定)までに提出する。

4. その他

- (1) JICA 筑波は、研修実施の運営にかかる通訳等の支援業務、ならびに教材・テキストの翻訳・製本、或いは研修員等の研修旅行の手配については、原則、機構或いは機構が指定する業者を通じて別途行う。したがって、研修実施にあたっては、本業務受託者は必要に応じ、これら関連する団体等との調整を行うものとする。
- (2) 映像教材の作成は受託者（再委託可）とする。その費用は見積りに含めること。再委託の場合は遠隔研修経費に積算し、業務従事者が行う場合は業務人件費に積算すること。他方、映像教材の作成は JICA 筑波が指定する業者を通じて別途行うことも可能である。その場合の動画教材作成費用は見積計上不要とし、法人等は JICA 筑波が指定する業者との調整を行うものとする。
- (3) 本業務概要は予定段階のものであり、詳細について変更される可能性がある。
- (4) 本業務は 2021 年度～2023 年度までに実施する計 3 回の研修コース全体を対象とする。ただし、契約は年度毎に締結するものとし、2022 年度、2023 年度契約については、発注者・受注者で契約条件等につき協議のうえ、締結する。

以 上